

農業委員会だより

令和5年3月1日発行

〔編集・発行〕

雲仙市農業委員会

雲仙市吾妻町牛口名714番地

T E L 0957-38-3111



写真左から農業委員会事務局長、会長職務代理者、農業委員会長、長崎県農業會議会長、長崎県農林部長

祝 「農林水産大臣賞」 受賞

本表彰は、農地等の利用の最適化の推進に関し顕著な実績をあげた農業委員会に対し、農林水産大臣が表彰するものです。

本市においては「人・農地プラン」が作成されており、併せて認定農業者など担い手へ農地を集積する取り組みが評価されて受賞に至りました。

これからも農地等の利用の最適化に向けて取り組んでまいります。

主な記事のご紹介

【1ページ】表紙

【2ページ】農地等利用最適化推進に関する意見書について

【3ページ】地元の農業委員・推進委員との顔合わせについて

【4ページ】農地の移動・転用について

【5ページ】下限面積の撤廃・相続登記の義務化について

【6ページ】「地域計画」について

【7ページ】農業者年金・農業者年金受給者協議会について

【8ページ】収入保険制度支援事業・賃借料情報について

市への農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

令和5年1月5日、雲仙市農業委員会は、雲仙市に対する「雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を金澤市長へ提出しました。

この意見書は、農業委員と農地利用最適化推進委員が日頃の活動を行うなかで、農家からの意見や要望を取りまとめたものです。内容については下記のとおりです。



①肥料や資材、飼料高騰に対する支援

中国の輸出規制をはじめ、ロシアのウクライナ侵攻、円安の進行など、世界情勢の変化により肥料や燃油、家畜飼料等の資材価格が著しく高騰している。近年類を見ない大幅な上昇率で、今後も先行きが不透明な状況であることから、農業経営への影響は甚大であるため、価格上昇分の補填などを、直接農業者へ給付する支援策を講じること。既に国や県、市町においても緊急対策をおこなっているが、価格下落の先行きが不透明な状況にあるため、やむなく農業を廃止するような動きも懸念されることから、価格上昇分の補填など、直接農業者へ給付するような農業者にとって実効性のある支援策を市担当部局の総力を注ぎ込み、県・国へ予算の確保、要望すること。



②労働力不足の解消

認定農業者などの大規模経営農家においては、外国人労働者を中心に常時雇用が増加していますが本市の農業基盤を支えているのは家族経営や兼業農家による農業形態です。中・小規模経営農家においては、常時雇用が経営を圧迫することから繁忙期の一時雇用に限られます。しかしながら雇用が必要な繁忙期に地縁・血縁による被雇用者の減少により被雇用者がいないのが現状であります。

昨年度の回答にありました、「一日農業バイト（day work）」又「雲仙市地域づくり事業協同組合」の活用は労働力不足の解消を行っていくには有効的な仕組みだと当委員会も考えているところではありますが、その実績等については情報が皆無である為、現状での実績があれば報告を要望します。実績等なければ、それについての問題点・課題等の報告を要望し、問題解決について一緒に取組んでいけたらと考えております。



③市単独事業 農地保全事業について

農地保全の充実を図る事業として農家からすると大変役立っている事業と考えております。しかしながら近年、採択はされたものの完成には数年かかり、緊急性や必要性が申請者側からすると薄れてきた時期にようやく完成するという状況になってきていることが推測でき

ます。限られた予算の中で数多くの申請件数に対応しなければならることは重々承知している訳ではございますが、その限られた予算の中で、どうやつたら公平に採用され工事着工が速やかになされ完成までできるのかという考え方をもって事業遂行をしてもらわなければならぬと考えています。そこで次のとおり要望いたします。

今の状況を作り出したのは採択基準等の見直しもせず予算だけを積み増してきたことが最大の原因だと考えられることから、令和5年度より採択要件等の見直しも含め大幅な改革をし、限られた予算の中で公平にできるだけ多くの要望にこたえるにはどうすればいいか、担当部署以外の意見も参考に聞きながらより良い意見を採用し見直すことを要望いたします。具体的な例として、申請年（9月末）の翌年には事業実施になると思うが、新規申請の場合採択にならず一年間待つことになる。翌年そのまま申請すれば継続とみなし採択となるなど、事業として疑問に思える採択をしている。議会等での一般質問においても、採択については様々な疑問点があり、相談等も数多く寄せられている現状も踏まえ、より良い変更等を行い、使い勝手の良い事業となるよう期待を込めて要望いたします。

④意見書に対する取組報告について

月の初めには必ず総会が開催されている中、許認可業務と農政に係る協議も開催していることから、担当部局から積極的に参加してもらい、雲仙市の農業施策及び例年の意見書の要望内容等の進捗状況等の報告をお願いしたい。（情報共有の徹底）

新規就農者
の方へ！

地元の農業委員・推進委員と顔合わせしませんか？

「農地を借りたいけど相談できる人がいない。」など農地について相談したいけど・・・。そんな時、頼りになるのが地元の農業委員・推進委員さんです！農業委員会では月末に地区ごとに農業委員・推進委員を集めた会議を行っています。その際に、自己紹介、作物、相談したいことなど、就農者の方と地元委員さんの話し合いの場を設けています。地元の委員さんと面識を持つことは、今後、農業を行っていくうえで、きっと力になってくれるものだと思います。

顔合わせをご希望の方は、お気軽に農業委員会事務局（☎0957-38-3111）までご連絡ください。



国見・瑞穂地区での話し合いの様子

農地の移動・転用については、農業委員会の許可が必要です！

★「農地」を「農地」として貸し借り、または売買したい場合



①農地中間管理事業による手続き（売買はできません）

公的な機関である「農地中間管理機構」を通しての貸借契約を締結できます。

～メリット～

- ・耕作者が耕作できなくなった場合、機構が草刈など農地を荒らさない管理を最長2年間行います。
- ・受け手側の都合で耕作できなくなった農地は、次の受け手を最長2年間探します。
- ・地主との貸借手続きなどは、市（機構業務受託先）が行います。

②農業経営基盤強化促進法

農地利用集積計画により貸借契約を締結できます。譲受人の状況（認定農業者）等により利用可能。

～メリット～

貸借権設定（貸し借り）

- ・未相続農地でも相続人の2分の1を超える同意がある場合のみ、20年以内の契約ができますが、相続時に必要な戸籍関係書類（原本還付可）・同意書の添付が必要です。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく貸借については、期間が満了すれば農地は自動的に返還されます。引き続き貸借を行う場合は、再設定の手続きが必要です。

所有権移転（売買）

- ・登記手続きまで農業委員会で行います。
- ・譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。（農振農用地のみ対象）



③農地法第3条による手続き

譲受（借）人には一定の要件が必要です。

- ・取得した農地を含め、すべての農地で農業経営を行うこと。
- ・今回の申請地を含め、5,000m²（5反）以上の経営面積を行う。

※千々石の農地を取得するときは4,000m²（4反）以上の経営面積があること。

※旧北串以外の小浜の農地を取得するときは3,000m²（3反）以上の経営面積があること。

※未相続農地は利用できません。

令和5年3月31日迄
令和5年4月1日以降は
次のページを参照ください

★「農地」を転用したい場合

無断転用は農地法違反です！



農地転用とは、農地を住宅や工場等の建物敷地、駐車場等の農地以外の用地に転換することです。
農地を一時的に資材置き場等に利用する場合も転用になります。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者
4条	農地の所有者が転用の場合	転用を行うもの (農地所有者)
5条	農地を第3者が転用するため 売買・貸借を行う場合	売(貸)主(農地所有者) 買(借)主(転用事業者)

農業振興地域内・農用地区域内
であれば、手続きが必要です！

農業振興地域内の農用地区域内の土地について、指定の農業以外の用途に使用することはできません。（農業振興地域の整備に関する法律）

農用地区域内の農地か否かの確認および農地以外のものにする場合の手続きについては、農林課までお問合せください。

農地のことは農業委員
地域の農地利用最適化推進委員に
まずはご相談ください。。

農地の権利移動、転用等をはじめ、今後、経営規模を拡大したい、もしくは規模縮小を検討しているが、借り手を探しているなど、農地に関する相談事がありましたら、農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。

～農地法の下限面積の撤廃について～

これから地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれた、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」が、令和5年4月1日から施行されます。

（改正のポイント）

農業従事者の減少が加速化する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、農地関連法が改正されました。

主な内容として、農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられていますが、これと合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されています。

ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となりますので、詳しくは農業委員会までお尋ねください。

～相続登記の申請が義務化されます～

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題が起きています。この「所有者不明土地問題」を解消するため、不動産登記法等の改正により、令和6年4月1日（施行日）から相続登記の申請が義務化されます。

・相続登記とは

不動産（土地・建物・農地など）の所有者が死亡した場合にその不動産の登記名義を相続人に変更する手続きのことです。法務局で相続登記の申請を行うことで、登記名義を変更することができます。

・申請義務の履行期間

改正法成立

制度スタート

3年以内に登記申請▶

令和3年4月

令和6年4月1日

お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。
詳しい内容については法務省のホームページをご覧ください。



法務省のホームページへのQRコード

～「地域計画」の策定が法定化されました～



これまで任意で作成されていた「人・農地プラン」に代わって、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに地域ごとの「[地域計画](#)」を作るよう義務付けられました。現在、小浜町大龜地区をモデル地区に設定し、令和5年3月中の地域計画策定に向け、アンケート調査や[目標地図](#)の作成を進めております。また、令和5年度からは市内全地区において、目標地図案作成のためのアンケート調査を予定しております。その際には、各地区を担当している農業委員・農地利用最適化推進委員がお伺いしますので、皆様のご協力をお願いします。

小浜町大龜地区での 話し合いの様子



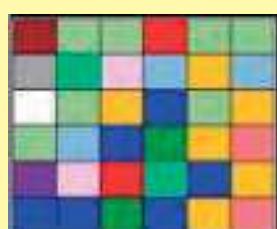
地域計画とは？

農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図のことです。

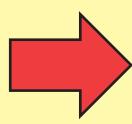
おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民などを交えて、話し合うことが重要です。

特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。

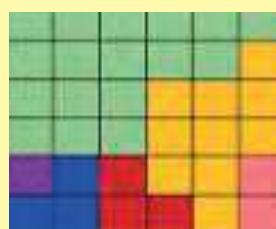
目標地図とは？ 10年後に目指すべき農地利用の姿を表示した地図のことです。



地域内の
分散・錯綜
した農地利用



担い手ごとに集約
化した農地利用
農地の集積・集約
化でコスト削減



現 状

目標地図

～老後に備えて農業者年金～



★農業者年金の3つの特徴★

1 農業に従事する方なら広く加入できます！

- 年間60日以上農業に従事する
- 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- 20歳以上60歳未満の方

2 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税等の節税につながります！
(支払った保険料の15%～30%程度が節税になります)

3 保険料の国庫補助があります！

認定農業者など一定の要件を備えた“意欲ある担い手”には保険料（月額2万円固定）の2割、3割、5割の国庫補助があります。（最大で20年）

詳しくは、農業委員会またはお近くのJAへお問い合わせください！

若いうちから、農業者年金に加入し、
安心で豊かな老後を送りましょう！

～農業者年金受給者協議会～

ご存じですか？県内には22の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。それだけではなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。

○活動内容

- ・役員会
- ・総会
- ・研修旅行
- ・地区別研修会
- ・グラウンドゴルフ長崎県大会参加
- ・農業者年金の加入推進活動



西日本農業者年金受給者協議会会長および長崎県農業者年金受給者協議会の会長を務められた本田健作会長は令和4年7月31日をもってご勇退されました。雲仙市農業者年金受給者協議会会長としては引き続きご尽力くださります。

※受給者協議会についてのお問い合わせは下記のとおりです。

お住まいのJAへお問い合わせください。

国見支部：JA島原雲仙国見支店 千々石支部：JA島原雲仙千々石支店

小浜支部：JA島原雲仙おばま支店 南串山支部：JA島原雲仙南串山支店

雲仙市収入保険制度支援事業をご存知ですか？

市内の農業者の安定した農業経営と収入保険制度への加入を促進するため、保険料を支援します。収入保険制度の掛け捨て保険料（事務費、積立金を除く）に対して雲仙市が補助を行うものです。

①補助要件

- ・市内に住所を有する農業者であること
- ・収入保険制度に加入している農業者であること

②補助率

- ・保険料（事務費、積立金を除く）の30%以内
- ・補助金上限30万円

詳しくはホームページで↓



雲仙市賃借料情報（令和4年版）

令和4年1月から12月までの1年間に締結（公告）された賃借料水準（10アール当たり）は、次のとおりです。あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額ですので、契約の際の双方協議の参考としてご活用ください。

（単位：円）

締結された地域名	田(水稻)部 [データ数180筆]				畠(普通畠)の部 [データ数85筆]			
		平均額	最高額	最低額		平均額	最高額	最低額
国見町	全域	13,100	19,100	10,600	全域	16,700	21,800	13,700
瑞穂町	全域	9,500	10,700	9,100	全域	10,000	12,400	8,500
吾妻町	圃場整備区域	14,300	18,700	11,700	圃場整備区域	16,800	19,500	14,800
	上記以外	12,000	14,100	11,100	上記以外	7,400	9,300	5,400
愛野町	全域	14,100	17,300	8,100	全域	9,400	12,200	9,200
千々石町	全域	19,000	21,400	17,500	全域	12,900	17,700	8,000
小浜町	全域	23,300	23,300	23,300	圃場整備区域	42,400	50,000	23,500
					上記以外	8,900	10,400	7,000
南串山町	全域	11,600	14,200	9,900	全域	10,900	14,200	9,600
(参考) 雲仙市平均	全域	11,900			全域	14,100		

- 同一地域であっても圃場整備実施の有無や農地の形状等によって、賃借料が異なっています。
- 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件は、参考データから取り除いています。
- 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位で表示しています。

全国農業新聞

発行日：月4回金曜日

講読料：月額700円

申込み：雲仙市農業委員会

全国農業新聞を読んでみませんか？

◎農業・農政の動きをわかりやすく解説！

◎先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！

◎暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！